

が、第103回国会で審議未了廃案となった。

2011年（平成23年）にも、国家秘密の管理体制強化を目指す「秘密保全法」が検討されたが、この時は法案の国会提出は見送られており、また内閣法制局から「法の必要性（立法事実）が弱い」と指摘されていた。

### 3 制定目的とその背景

秘密保護法は、政府の有する重要な情報の漏えいを防ぐためのものとされるが、日米の安全保障・防衛協力の強化という流れに強く影響され、また、警察業務の情報統制機能強化を意図して制定に至っていると考えられる。その経緯は以下の通りである。

2005年（平成17年）10月、日米安全保障協議委員会（2+2）は、「日米同盟：未来のための変革と再編」と題する共同発表文を出している。そこでは、二国間の安全保障・防衛協力のための不可欠な措置として「部隊戦術レベルから国家戦略レベルに至るまで情報共有及び情報協力をあらゆる範囲で向上させる。」とされている。

2006年（平成18年）6月、自民党政務調査会の「国家の情報機能強化に関する検討チーム」は、「情報共有の促進・情報コミュニティーの緊密化と秘密保持」のため、「国家の秘密に接する全ての者に秘密保持を義務づける法体系（罰則規定を含む）の新設・整備等を行う」ことを提言した。

2007年（平成19年）2月、「国家安全保障に関する官邸機能強化会議」は、秘密漏えいに対して厳しい罰則を定める法律が必要との報告書を発表した。

2007年（平成19年）5月の2+2共同発表文である「同盟の変革：日米の安全保障及び防衛協力の進展」には、「秘密を保護するためのメカニズムを強化することとした。」との記載がある。

そして、2011年（平成23年）8月8日、政府の秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議が「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」（以下「報告書」という。）を発表した。また、2012年（平成24年）7月4

日、自民党総務会は、集団的自衛権行使を容認し、国家安全保障会議（日本版NSC）の設置を前提とする「国家安全保障基本法案（概要）」を発表した。そこでは秘密保護法制の整備も記載されており、秘密保護法制が日本版NSCと密接なものとして位置付けられていることが分かる。

そして、2013年8月に政府が国会に提出し、同年11月27日に成立した国家安全保障会議設置関連法では、国家安全保障会議（日本版NSC）の設置とともに、関係行政機関（防衛省、外務省、公安調査庁、警察庁等）から情報・資料の提供を受けて統合整理し、同会議を恒常的にサポートする国家安全保障局の設置も盛り込まれている。秘密保護法はこのような日本版NSCにおける情報漏えいを防止するものとしても位置付けられているのである。

他方で、秘密保護法では、「特定有害活動の防止に関する事項」や「テロリズムの防止に関する事項」を特定秘密の対象としている。これらの事項は主に警察が所掌するものである。また、警察庁警備局警備企画課は、秘密保護法案作成を担っていた内閣情報調査室との間の協議を全省庁の中で最も多く行っていた。このような事実に鑑みれば、警察業務の情報統制機能強化も秘密保護法の目的の一つと言える。

以上のとおり、秘密保護法は、日米の安全保障・防衛協力推進のための情報共有を強化するための基盤整備、及び警察業務の情報統制機能強化を目的として制定されたと言える。

#### 4 秘密指定の対象

対象となる秘密を「特定秘密」と定義し、その対象を「防衛」、「外交」、「特定有害活動の防止」及び「テロリズムの防止」の4分野とし、別表でそれぞれ10乃至4項目を挙げている。1985年の国会に上程され、国民世論の広範な反対によって廃案とされたいわゆる「国家秘密法案」では、保護の対象とされる国家秘密の定義は「防衛及び外交に関する別表に掲げる事項並びにこれらの事項にかかる文書、図画、又は物件で、我が国の防衛上秘匿するこ

とを要し、かつ公になっていないものをいう。」として、対象分野を防衛と外交の2分野としつつ、防衛上の秘匿性を要件としていた。

しかし、本法では対象を「漏えいが安全保障に著しい支障を与えるおそれがある外交秘密」にも拡大しているほか、警察・情報機関の秘密にも拡大されている。「防衛」（別表の1号）で定められている事項は、自衛隊に関する事項すべてと言ってよいほど広範になっており、平和運動に対する影響は重大である。「外交」（別表の2号）では、安全保障に関する外国の政府との交渉内容（2号のイ）が秘密指定され得ることになり、さらに、政府の解釈では、安全保障上の同盟国との外交戦略に関する情報であれば、安全保障に関する内容か否かを問わず、特定秘密に指定され得るものとされる。そのため、国会による国際条約の承認権限が虚偽説明によって侵害されたことを暴いた記者が逆に処罰された西山記者事件のような事件が再び起こる危険性がある。

「特定有害活動」（別表の3号）とは、「公にならない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。」と定義されている（12条2項1号）。しかし、「その他の活動」「外国の利益」「我が国及び国民の安全」「害するおそれ」との文言により曖昧なものとなっている。

「テロリズム」（別表の4号）とは、「政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。」

と定義されているが（12条2項1号）、これも特定性が乏しい。

上記3号及び4号は、警察庁等が主管する事項で、例えば、警察庁長官が一定の情報を秘密指定すると、これを都道府県警察に通知し（5条2項）、都道府県警察が収集した秘密情報を警察庁長官に提供させる（7条3項）という関係になっている。

3号及び4号の規定の曖昧性及び広汎性からすると、犯罪を犯していない国民の私生活や市民活動を警察の監視対象とすること、個々人のデータを国家によって集積・管理すること、違法な盗聴や通信傍受をすることが秘密裡に行われるようになる危険性がある。国家に原発廃止を求める反原発運動がテロリズムとして位置づけられることもあり得、それは警察組織の中で秘密裏に判断されることであるから、外部の一般市民にはわからないために、秘密裡に、原発廃止を求める運動の監視が行われ、しかもその監視活動の実態を内部告発することがテロリズム防止に関する情報の漏えいとされることもあり得る。

また、原子力規制委員会設置法3条は、「原子力規制委員会は、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ることを任務とする。」とし、同委員会の所掌事務を定める同4条の1項では、まず1号で「原子力利用における安全の確保に関すること」を指摘するとともに、3号で「核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること」、11号で「所掌事務にかかる国際協力に関すること」が挙げられている。これにより、核燃料の運搬・保管や、原発の構造についての情報などが「テロリズムの防止」に関わる情報として特定秘密に指定されることも考えられる。

さらに、4分野を通して、政府による違法な行為についての情報も特定秘密に指定され得るという問題がある。国際連合等の特別報告者を含む世界70か国以上の500人以上の専門家により作成された「国家安全保障と情報への

「権利に関する国際原則」（「ツワネ原則」）は、国際人権法及び国際人道法の違反についての情報、違法な監視の事実、すべての安全保障部門・機関の存在、それらを統制する法律および規則、それらの予算について、情報を制限することができる対象から除外すべきとしている。ところが、秘密保護法では、政府の違法な行為についての情報を秘密から排除できず、この点でツワネ原則に反することになる。

以上のとおり、特定秘密の範囲は不明確で過度に広範である。

## 5 秘密の指定主体

特定秘密の指定は「行政機関の長」が行うものとされており（3条）、現実的には行政官僚により指定される。これが適正になされるためには、最低限、国民、国会、独立した監視機関による実効的なチェックがなされる必要がある。

国民によるチェックとしては、情報公開請求（情報公開法、情報公開条例）、特定歴史公文書等の利用請求（公文書管理法16条）によるチェックが考えられる。しかし、現実には、情報公開法、公文書管理条例とも、国民による実効的なチェックを可能とするようなものではない。情報公開法上、外交・防衛・警察分野の公文書については、非開示事由該当性の判断について行政機関の裁量が広く認められている（情報公開法5条1項3号、4号）。また、情報公開訴訟において、当該文書に非開示事由が記載されているかどうか判断するために裁判所がインカメラで文書を見る手続が整備されていないため、裁判所が行政機関の言いなりに非開示事由を認めることになりがちである。

公文書管理条例においては、これまで防衛秘密の保護に関する訓令が定められていることから、防衛秘密については適用除外とされてきた。秘密保護法4条6項は、30年を超えて秘密指定することの内閣の承認が得られないときは保存期間の満了とともに国立公文書館等に移管することを義務付けた。しかし、保存期間が極端に長期間とされればいつまでたっても行政機関が公文

書を持ち続けることになるし、一定期間経過後直ちに公文書が開示されるという仕組みにはなっていない（公文書管理法16条2項参照）。よって、国民によるチェックを実効あらしめるためには、①外交・防衛・警察分野における非開示事由該当性について行政機関による判断の裁量性を否定するよう情報公開法を改正すること、②情報公開訴訟において原告の請求に基づき行政機関の同意なく非開示事由存否判断のためのインカメラ手続を行い得る制度を設けること、③特定秘密についても公文書管理法が適用されることを明記すること、④公文書管理法を改正し、保存期間を限定するとともに、一定年限（例えば30年）経過後原則として特定歴史公文書等の利用請求がなされるようにすることが最低限必要だといわれるのである。

秘密保護法上は、国会がチェック機能を十分に発揮できない規定が置かれている。10条1項1号において、秘密会等に特定秘密を提供する場合には、特定秘密を利用し又は知る者の範囲を制限すること、特定秘密の保護のために国会で定める措置が採られること、行政機関の長において我が国の安全保障上著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることという要件が必要となる。これでは最終的に特定秘密を提供するのかどうかが行政機関の長（現実的には官僚）による「支障をおよぼすおそれ」の存否についての判断次第ということになってしまう。

既存の関係法令及び秘密保護法には、国民、国会、独立の監視機関による特定秘密指定のチェックを実効あらしめる仕組みがないのである。

## 6 罰則

### （1）処罰の対象

秘密保護法では以下のような行為が処罰の対象となっている。

- ① 故意の漏えい行為（23条1項及び2項）
- ② 過失の漏えい行為（23条4項及び5項）
- ③ 外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国 の安全若し

くは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、不正アクセス行為その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為によって特定秘密を取得する行為(24条1項)

- ④ 未遂行為 (23条3項、24条2項)
- ⑤ 共謀行為 (25条1項及び2項)
- ⑥ 独立教唆行為及び煽動行為 (25条1項及び2項)

## 7 適性確保制度

秘密保護法には、「特定秘密」を取り扱う者を選定するにあたり「適性評価制度」が設けられている（第5章）。

「適性評価制度」は、特定秘密を取り扱わせようとする者（対象者）の①特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項（家族及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所を含む）、②犯罪及び懲戒の経歴、③情報の取扱いに係る非違の経歴、④薬物の濫用及び影響、⑤精神疾患、⑥飲酒についての節度、⑦信用状態その他の経済的な状況を調査するものである（12条2項）。①の家族は、配偶者、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の親及び子を意味し、同居していない家族も含む。よって、対象者の親族について幅広く個人情報が調べられることになる。

調査の方法としては、対象者に調査票に記載させる調査、対象者との面接、第三者に対する照会というものがある（12条4項）。これらはこれまで国 の行政職員の一部に対しては法令上の根拠なく行われてきた。秘密保護法では、事実上行なわれてきた調査（秘密取扱者適格性確認制度）に法律上の根拠を与え、これまで評価がなされてきた以外の者（民間事業者の従業員等）についても調査を行うことを目指している。

適性評価制度は、国民のプライバシーを侵害し、国家が正当な表現活動に介入することを許容するものとなっている。また、公務員がこのような環境

に慣れることは、職務の公正中立を確保するという意識を低下させることにつながる（憲法15条）。

## 8 安保法制との関係での危険性

### （1）以上述べてきたように秘密保護法は、秘密の対象となる4種の「防衛」

「外交」「特定有害活動」「テロリズム」が広範に及ぶ恐れがあり、政府  
にとって「都合が悪い」情報を「特定秘密」に指定し、市民に知られない  
ようにすることを可能とする危険性の極めて高いものである。そして、い  
つたん「特定秘密」に指定されると、5年間はその内容が国民・市民に明  
らかにされず、政府自身が秘密指定を延長する必要があると考えれば、最  
大30年まで期間延長できることになっている。そしてこの法律は、国民  
の知る権利の行使を刑罰権でもって抑圧するという点に最大の問題点があ  
る。

この法律が施行された2014年（平成26年）12月には、382件の情報が特定秘密と指定されていたが、2016年（平成28年）度には政府全体の指定の状況は11機関・487件に及んでおり、特に指定件数の多いのは、暗号、情報収集衛星及び武器に関するものである（平成28年度「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」の概要）。

### （2）安保法制に関する国家の意思決定は、国の存立や国民の生命身体の安全に直結する重大なものであり、それが適正に行われている否かを国民が検証して判断できることが必要不可欠である。ところが、その検証・判断の前提となる情報が、政府によって「特定秘密」に指定され、国民に秘匿されてしまえば、あるいは偏った情報しか与えられない場合、国民は政府の意思決定の適否を正しく判断することができない。

例えば、存立危機事態に該当する事態かどうかは、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合において、事態の個別具体的な状況に即して、主に攻撃国の意思、能力、事態の発生場所、事態の規

模、態様、推移などを総合的に考慮し、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民がこうむることとなる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断する」「政府が全ての情報を総合して客観的、合理的に判断することとなる!（平成27年5月26日衆議院本会議安倍総理大臣答弁）というのが政府の説明であるが、それらの判断要素のどれをとっても、国民に具体的かつ正確な情報が提供されなければ、「政府の総合的な判断」の適否を国民が判断することができないのである。

また、当時の中谷元防衛大臣は、平和安全法制特別委員会で「（集団的自衛権の行使が必要と）認定する前提となった事実に特定秘密が含まれる場合もある。情報源や具体的な数値そのものは明示しない。」と述べている（2015年11月10日付東京新聞）。すなわち、国会議員でさえも、「集団的自衛権の発動の前提となった、我が国の存立危機事態の具体的事実関係と、その情報源を明らかにしてもらいたい。」と国会で質問をしても、質問を受ける政府は、「それらについては秘密指定されているためお答えできません。」の一言で遮ることが可能となってしまうのである。

南スーダンPKOに関し、2016年7月に首都ジュバで政府軍と反政府軍との間の激しい「戦闘」が行われたことを記録した自衛隊作成の「日々報告」等の資料が、国民に秘匿されたまま、同年11月自衛隊の部隊に危険な駆け付け警護の新任務が付与されたことは、記憶に新しい。まして、そのような政府が、その判断で秘密保護法によって不都合な情報を「特定秘密」にしてしまうことの危険性は著しい。

（3）新安保法制法は、憲法9条に違反して、日本が他国の戦争に参戦する集団的自衛権の行使を可能とし、あるいは「後方支援」等の名の下に自衛隊の活動が他国の武力の行使と一体化してしまうなどの、重大な危険性を現実のものとした。その新安保法制法と時を同じくして、それら武力の行使に関連する「防衛」「外交」「特定有害活動」「テロリズム」に関する情

報を政府が国民に秘匿できることとなる秘密保護法制が制定された。

私たちはいま、余りにも危険な状態に置かれていると言わなければならない。

#### 第4 共謀罪について（情報操作と表現の自由2）

—新安保法制法による国家と社会の変容の危険（その2）

##### 1 はじめに

2013年（平成25年）12月、特定秘密の保護に関する法律（特定秘密保護法）  
が強行採決された。さらに2017年（平成29年）6月、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（組織犯罪処罰法）の改定により、共謀罪  
を新設する法案が強行採決され可決されたこととされている。

2017年6月15日早朝に行われた共謀罪の参院での本会議採決は、法務委員会での採決を省略して本会議で中間報告した上で行われたが、参院法務委員会での審議時間はわずか18時間にも満たず、国会法56条の3第2項にいう「特に緊急を要する」事情があったとは到底認められない。

特定秘密保護法は、戦前の軍機保護法（明治32年法律第104号）や国防保安法（昭和16年法律第49号）などに、共謀罪は、戦前の治安維持法（大正14年法律第46号、昭和3年勅令第129号、昭和16年法律第54号）にそれぞれ対応する。前者は、情報を国家の管理統制下に置いて、戦争遂行に都合の良い情報だけを国民市民に与えることで、戦争遂行を容易にし、また後者は、國家の政策に批判的な言論や運動への弾圧を可能にすることで、言論を萎縮させ、国家の戦争遂行に反対する勢力を弱めるものである。

新安保法制法は、これらの情報統制・言論統制とあいまって、戦争できる国づくりのための法体系の核心部分を構成している。これらの法律は、戦前の国家総動員体制を再現して時計の針を戻す、危険な法体系であり、日本国憲法の基本原理である国民主権原理・平和主義・個人の尊厳と人権の尊重と

は全く相入れないものである。そしてさらに、今後憲法改正により憲法に新たに緊急事態条項を盛り込もうとする動きがある。緊急事態条項が盛り込まれ、憲法秩序の停止が合法化されることにより、戦時法体系は完成する。今や、法の支配が崩壊する危機が迫っている。

## 2 共謀罪の概要と問題点

(参考文献：高山佳奈子「共謀罪の何が問題か」岩波書店2017年、日本弁護士連合会「いわゆる共謀罪を創設する法案を国会に上程することに反対する意見書」2017年2月17日)

### (1) 共謀罪の対象団体

組織犯罪処罰法6条の2に新設された共謀罪は、対象団体を「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団（団体のうち、その結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる犯罪を実行することにあるものをいう）」とする。

しかしこの定義では、集団について、常習性、反復継続性の縛りはなく、もともとは適法な活動を目的とする労働組合や市民団体であっても、ある時点で違法行為を計画したと官憲が認めた時から「組織的犯罪集団」になった、と解釈することができる。最高裁平成27年9月15日決定（刑集69巻6号721頁）は、当初は適法な活動を行なっていた会社であっても、その後の活動によっては組織的犯罪処罰法に定める「団体」に該当することになり、かつ構成員である従業員の中に犯罪行為に加担することの認識のないものがいたとしても別異に解する理由はない、とした。この最高裁判例を踏まえて共謀罪を解釈すれば、対象団体は全く限定されないものと理解せざるを得ない。

### (2) 共謀罪の対象行為

共謀罪の構成要件は、「組織的犯罪集団の団体の活動として、当該行為（組織的犯罪処罰法6条の2第1項1号、2号に掲げられた犯罪）を実行するための組織により行われるもののが遂行を二人以上で計画」すること（同法6条の2

第1項) 及び、同項「各号に掲げる罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団に不正権益を得させ、又はテロリズム集団その他の組織的犯罪集団の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるもの遂行を二人以上で計画」すること（同条第2項）である。

すなわち、共謀罪の構成要件の中心となる行為は、「二人以上で計画」することである。「計画」とは、通常、目的を達成するためにあらかじめ考えた方法・手段・手順等をさす用語であるが、法文上、計画の具体性や現実性までを要求しておらず、抽象的な合意を含むことになる。

そして、「資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われ」たことは、客観的処罰条件に過ぎないから、準備行為の有無によらず、捜査当局は「計画」があったときから犯罪捜査を行うことが可能となり、捜査機関の判断により強制捜査もありうる。また、準備行為も無限定であり、それ自体危険性のない行為を含むことは、「資金又は物品の手配」、「下見」などの例示からも明らかである。犯罪の実行準備行為としての「下見」なのか、単なる散歩なのかは、行為の外観から客観的に判断することは不可能であり、内心の目的を自供や共犯者の証言によって立証することになるが、自供や共犯者の証言に大きく依存する共謀罪立証のための証拠構造は、冤罪の温床となる。

このような共謀罪の構成要件の無限定さは、処罰の対象となる行為とそうでない行為の区別を曖昧にし、構成要件の人権保障機能を失わせるものであり、既遂行為の処罰を原則とし、結果が発生しない未遂の処罰を例外とするとする現行刑法体系を根底から覆すことになる。

また、構成要件上、「組織的犯罪集団」は、「団体の活動として、当該行為を実行する」ものであって、行為主体ではなく、「計画」を行う者が「組織的犯罪集団」の構成員であることも要件ではない。したがって、「計画」への関与があったとの嫌疑がある限り、「組織的犯罪集団」に所属すると否

とに関わらず、誰もが捜査を受ける可能性があり、準備行為があれば処罰対象となる。

### (3) 共謀罪の対象犯罪

共謀罪の対象犯罪は、当初案で600を超える犯罪であったものが277（政府説明による。衆議院事務局の集計によると316とされている）に減らされたとされている。しかしその中には例えば森林でのきのこの違法採取行為のようなテロと無関係な犯罪が含まれている。他方、経済犯罪としてマフィアと関わる可能性のある、業務上横領罪、会社法上の特別背任罪、商業賄賂罪、あるいは独占禁止法違反の罪が対象から外されているほか、公職選挙法違反、政治資金規正法違反の罪、あるいは特別公務員職権濫用罪、特別公務員暴行凌虐罪などの権力犯罪も除外されている。また税法分野では、所得税法、法人税法、消費税法が対象犯罪に含まれる一方で、たばこ税法、石油石炭税法、石油ガス税法、航空機燃料税法、揮発油税法など、企業ぐるみで組織的に行われるであろう犯罪や、相続税法違反の罪は対象犯罪から除外されている。このような対象犯罪の取捨選択はテロ対策、という名目から見て、明らかに不可解で不合理であると言わざるを得ない。

### (4) 国連国際組織犯罪防止条約との関係

共謀罪の新設は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（以下「国連国際組織犯罪防止条約」という）の締結に不可欠である、と説明されている。

しかし、我が国ではすでに、殺人、強盗、身代金目的略取、営利目的略取及び誘拐、ハイジャックなどの主要な暴力犯罪について、予備、陰謀、準備行為が処罰対象とされている。また、判例上は、違法目的で銀行預金を開設する行為について、通帳、キャッシュカードの詐取として詐欺罪の成立を認め、違法目的で講習の立ち入り可能な場所に立ち入る行為（たとえば暗証番号盗撮目的でATMコーナーに立ち入る場合）に建造物侵入罪の成立を認め

るなど、実質的な犯罪準備行為を広く処罰対象とするものが現れている。

このような現行法の体系や判例の傾向から、国連国際組織犯罪防止条約の締結には、現行法で十分対応が可能であって、共謀罪を新設する必要はないのである。

そして、このように現行法がすでに組織犯罪の処罰に対応できることにかんがみれば、国連国際組織犯罪防止条約5条については、一部留保して批准することは十分可能である。外務省によれば、国連国際組織犯罪防止条約の締結にあたり共謀罪を新設したのは、ノルウェーとブルガリアの二カ国しかない、という。このことから多くの国や地域は特別の立法をせずに条約を締結していることがわかる。

他方、現実に新設された共謀罪の対象犯罪が、国連国際組織犯罪防止条約の要請としては理解しがたい（本来対象とされるべき経済犯罪が多数除外されている）。共謀罪と国連国際組織犯罪防止条約とを結びつけて説明するのは詭弁というべきである。

### 3 共謀罪と治安維持法

(1) 治安維持法（昭和3年勅令第129号による改定後のもの）は、「國体を変革することを目的として結社を組織したる者又は結社の役員その他指導者たる任務に従事したる者」は、死刑又は無期懲役ないし5年以上の懲役なし禁錮、「情を知りて結社に加入したる者又は結社の目的遂行の為にする行為を為したる者」は、2年以上の懲役又は禁錮に処す、などの内容であった（同法1条1項）。その後治安維持法は1941年（昭和16年）に、罰則の整備強化、思想犯取り締まりのための特別の刑事手続の導入、予防拘禁制度の導入などを盛り込んで大幅に改定された（昭和16年法律第54号。改定の詳細な内容については、奥平康弘『治安維持法小史』207頁以下、1977年筑摩書房）。

(2) 治安維持法によって1928年（昭和3年）以来検挙された者は6万人、起訴された者は6000人と言われる（大原社会問題研究所『別巻日本労働年鑑

太平洋戦争時の労働運動』114頁、東洋経済新報社1965年）。治安維持法が標的としたのはもともとは共産党であったが、「後には社会民主主義・自由主義・一切の反政府運動、さらにはそれらの思想そのものに適用されていった」（同）。1941年（昭和16年）の改定により、「國体を否定し又は神宮若しくは皇室の尊嚴を冒瀆すべき事項を流布することを目的として結社を組織したる者又は結社の役員その他指導者たる任務に従事したる者」も処罰対象とされる（昭和16年改定法7条）ことにより、弾圧対象は宗教団体にも拡大されていった（奥平前掲書212頁）。

（3）治安維持法は、制定過程において、法案の定める犯罪は全て目的犯であって、一定の明確な目的をもってなされる行為のみを処罰するものであるから、警察の濫用は大幅に抑えられると説明された（奥平前掲書51～52頁）。警視庁幹部は、「治安維持法は伝家の宝刀に過ぎぬ」と制定当時に説明していたと報道されている（東京朝日新聞1925年5月6日付記事）。しかしざ蓋を開けてみると人権抑圧のための世紀の悪法であったことは前記のとおりである。翻って、共謀罪についても、あたかも治安維持法の制定過程におけるのと同じような説明がなされている。治安維持法は、団体の結成を規制する点で、共謀罪と共通する目的があり、さらに「結社の目的の遂行」（昭和16年法1条後段など）「結社の準備」（同法3条前段）の他、実行の協議、扇動、宣伝その他「目的遂行のためにする行為」までを処罰対象としているが、これは共謀罪が「計画」行為を処罰対象としたことと類似している。そして結果の発生に関わらず「結社」の段階で処罰しようとする点も「計画」の時点で構成要件該当性を認め、処罰を前倒しする共謀罪とよく似ている。

他方、共謀罪は、治安維持法とは異なり、準備行為を処罰条件としているが、これは必ずしも共謀罪の適用範囲を限定することにはならず、準備行為の有無に関わらず捜査が可能であることはすでに指摘した通りである。そして、治安維持法は「國体変革」「私有財産否認」等の明確な目的が必要とさ

れていた（もっともその目的は、当時の思想検察官、裁判所により、限りなく拡大解釈された）のに対し、共謀罪は、法の定める約300の犯罪の実行を共同の目的とする集団、と認定されれば足り、目的犯の規定形式でさえない。その意味では、共謀罪において、犯罪実行の目的は、組織的犯罪集団の認定に関わるに過ぎず、構成要件該当性を絞る要件ではないため、共謀罪の方が治安維持法よりも拡大解釈の余地が大きい、とさえ指摘されている（平岡秀夫・海渡雄一『新共謀罪の恐怖－危険な平成の治安維持法』207頁、緑風出版2017年）。

#### 4 小括

治安維持法の制定にあたり、「裁判所が人権蹂躪のチェック機能を果たすから、たとえ治安維持法において抽象的な概念などが用いられていても問題はない」と強弁された。（中略）しかし、裁判所が現に果たした役割というものは人権蹂躪のチェックではなく、拡大解釈の域をはるかに超えた当局の『拡大解釈』にお墨付きを与えるための論理、概念を考案し、提供するということしかなかった」（内田博文『治安維持法の教訓－権利運動の制限と憲法改正－』14頁、みすず書房2016年）。

このような治安維持法運用の実態から、内田博文氏は、「法曹は担い手の面でみれば治安維持法の『生みの親』でもあり『育ての親』でもあった」と指摘する（同）。この指摘は鋭く、重い。

本来、「法の支配」の担い手であるべき法曹は、今日、立憲主義を無視した「解釈壊憲」や、全く無限定な治安目的・弾圧目的での捜査と処罰を可能にした共謀罪の成立という、我が国の法制史上に刻まれた大きな曲がり角にあって、あくまで法の支配を守るのか、それとも法の支配を抛棄して政治的権力に追従するのか、重大な選択を迫られているのである。

#### 第5 軍需産業と経済構造の変化

## —新安保法制法による国家と社会の変容の危険（その3）

### 1 安倍首相の外交・安全保障政策とアベノミクス

安倍首相は2015年(平成27年)4月の訪米時（この時、日本の首相として初めてアメリカの議会上下両院合同委員会で演説）、笹川平和財団アメリカ支部主催のシンポジウムで「日本の世界的役割」と題して以下のとおり語った。

「強い日本は、安定して成長する経済に土台を置きます。若い世代の日本人が、自分と自分の国と、その両者の将来について、自信をもつところから始まります。私の外交・安全保障政策は、アベノミクスと表裏一体であります。」

「日本は15年間、1997年からずっとデフレ経済の中に沈んでいました。その中GDP、名目GDPは縮小し、そして世界におけるプレゼンスも小さくなってしまいました。その間、日本人は自信を失い、もう成長できない、こう思いはじめていました。私はこれを変えなければいけない、デフレから脱却をして、経済を成長させ、そしてGDPを増やしていく。それは社会保障の財政基盤を強くすることになりますし、当然、防衛費をしっかりと増やしていくこともできます。」

安倍首相は、アベノミクスという経済政策の目的を安全保障政策と表裏一体であると位置づけた。すなわち、経済発展を、国防費を増やすためと断言したものであり、安倍内閣の本質を表している。安保法制法強行採決後に掲げた「GDP 600兆円に向けて」という目標も、軍拡のための基盤作りと考えられる。

### 2 従来の軍需産業に対する日本政府の姿勢—武器輸出三原則

(1) 日本の軍需産業の特殊性としては、日本が憲法9条のもと、武器輸出三原則を持ち、武器輸出には抑制的な対応を続けてきたことが挙げられる。

ア 武器輸出三原則は、1967年に佐藤栄作内閣が定めたものであり

①共産圏諸国への武器輸出は認められない

②国連決議により武器等の輸出が禁止されている国への武器輸出は認められない

③国際紛争の当事国またはその恐れのある国への武器輸出は認められない  
とする原則である。

イ そして1976年（昭和51年）2月、三木武夫内閣が、武器輸出についての政府の統一見解として、

- ① 三原則対象地域については「武器」の輸出を認めない
- ② 三原則対象地域以外の地域については、武器の輸出を慎む
- ③ 武器製造の関連設備の輸出については、武器に準じて取り扱うと表明し、全面禁止の原則を掲げた。

日本の軍需産業にとって、買い手は日本政府に限られることとなり、軍需品は量産されず、多品種にわたり、また進歩が急速で生産期間が短く、開発コストが高騰していた。経済界は、海外への市場拡大を求め、軍事力強化を目指す国も武器市場の拡大を欲した。

(2) その後、1983年に中曾根康弘内閣が米国への武器技術の提供を容認、2004年に小泉純一郎内閣が弾道ミサイル防衛システムの共同開発に伴う米国への武器輸出を例外的に認めた。しかし、原則自体は変更されなかった。

(3) 2011年、野田佳彦内閣が、個別に例外措置をとる手法を改めて、協力国との共同生産に伴う武器輸出については包括的に例外化することとした。もっとも、共同生産の相手方が武器を第三国に輸出する際には日本の事前同意が必要という条件をつけ、制約を課した。

### 3 武器輸出への環境整備としての防衛装備移転三原則

こうした武器輸出三原則等を第二次安倍内閣は撤廃し、経済界が求めるま  
まに、武器輸出を解禁した。

2013年（平成25年）12月17日に閣議決定した「国家安全保障戦略」を受

けて、2014年（平成26年）4月、第二次安倍内閣が定めた「防衛装備移転三原則」はこれまでの原則と例外を転換させた。その内容は

(1) 移転を禁止する場合の明確化（第一原則）

- ①我が国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合
- ②国連安保理の決議に基づく義務に違反する場合
- ③紛争当事国への移転となる場合

(2) 移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開（第二原則）

(3) 目的外使用及び第三国移転にかかる適正管理の確保（第三原則）

であった。

その上で、紛争当事国への輸出は禁じるとしながら、政府はその定義を狭めて「武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国際連合安全保障理事会がとっている措置の対象国」とし、政府の定義では紛争当事国は現在存在しない（経済産業省、安全保障貿易管理Q & A「武器」）とした。また、日本の事前同意を条件としながら、相手国の管理態勢の確認のみで容認することも可能と定め、第三国への輸出にも抜け穴を設けた。

防衛省が2014年（平成26年）6月に定めた「防衛生産・技術基盤戦略」は、武器輸出を解禁する理由として以下の点を挙げた。

- ・ 防衛装備品に係る技術革新や開発コスト高騰等により、欧米主要国においても一国で全ての防衛生産・技術基盤を維持・強化することは、資金的にも技術的にも困難となっており、航空機などについては、国際共同開発・生産が主流となっている。
- ・ 我が国は防衛装備の海外移転については、武器輸出三原則等に基づき慎重に対処することを基本としてきた。このような方針は、我が国の平和国家としての道を歩む中で一定の役割を果たしてきたが、防衛生産・技術基盤を取り巻く環境変化に対し、武器輸出三原則等の我が国の特有の事情により乗り遅れ、我が国の技術は、最新鋭戦闘機やミサイル防衛システムな

どの一部先端装備システム等において米国等に大きく劣後する状況となつて  
ている。

すなわち、高性能な武器を生産するための国際共同開発・生産に乗り出すために、武器輸出を解禁したというのである。

#### 4 防衛装備庁発足と武器輸出に向けた政府の動き

防衛装備移転三原則を表明した安倍内閣は、2015年（平成27年）6月には、軍需産業の育成・管理をその一つの目的とする防衛装備庁の設置を防衛省設置法改正により定め、同年10月に同庁は発足した。

防衛装備庁は、構想段階から軍事装備品に関わり、研究・開発、量産取得、運用・維持整備といったライフサイクルを通じた一元的なプロジェクト管理を行う。すなわち、軍需産業は、国家からの極めて強い統制を受けることとなる。

そして、防衛装備庁発足と前後して、武器輸出に向けた様々な動きがなされている。

2014（H26）／4 オーストラリアと日本が、船舶の流体力学分野に関する共同研究を進めることに合意

2014（H26）／5 富士通のイギリス子会社「富士通サービス」がアメリカ国防総省の武器管理システムなどを開発するアメリカのIT企業「グローブレンジャー」を買収

2014（H26）／6 パリで開かれた世界最大の国際武器見本市「ユーロサトリ」に日本の大手中小計13社（大手防衛企業6社）が参加。軍事転用を探る中小企業は武器輸出が企業にとってのビジネスチャンスであるとアピール

2014（H26）／7 日豪首脳会談（於オーストラリア）「日豪防衛装備品・技術移転協定」署名

2014（H26）／8 三菱電機がイギリス防衛大手と空対空ミサイルの共同研

## 究・開発で合意

- 2015（H27）／3 政府が「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」設置。日本企業による海外の武器製造企業の買収への規制を見直す方針とした
- 2015（H27）／5／13～15 海上防衛についての大型の武器展示会「MASTAsia2015」開催。国内で初めての武器展示会であり、後援は防衛省、外務省、経済産業省。海上自衛隊初参加。
- 2015（H27）／9 日本経団連「防衛政策の実行に向けた提言」で防衛産業の役割の増大、官民及び大学との連携強化の必要性を強調
- 2015（H27）／10 防衛装備庁発足
- 2016（H28）／1 防衛省と三菱重工が研究開発を進める研究用の航空機、先進技術実証機「X 2」初お披露目。4月22日に初飛行。220社が参画。部品のおよそ9割を国内の防衛関連企業が製作。現在の自衛隊の主力戦闘機F 2は純国産を目指しながら、アメリカの圧力で日米共同開発になった経過があり、純国産戦闘機は防衛省の悲願。
- 2016（H28）／4 オーストラリアがフランスの潜水艦導入を決定
- 2016（H28）／10 「2016年国際航空宇宙展」に出展。防衛装備庁長官が基調講演。欧米やA S E A Nなど15カ国の装備品取得組織の長などを招待し、展示会場の案内、空自との連携による二国間会議やC-2輸送機の見学などを実施した。
- 2017（H29）／6／12～14 「MASTAsia2017」に出展。防衛装備庁長官などがシンポジウムなどに参加して日本の防衛装備・技術に関する施策などについて情報発信を実施、二国間・多国間協議を実施。

## 5 宇宙開発

また、安倍内閣は、長く平和目的に限定されてきたはずの宇宙開発の軍事利用を進めている。2015年（平成27年）1月に決定された「第3次宇宙基本

計画」では、宇宙政策の目標の1番目に「宇宙安全保障の確保」を掲げた。

## 6 経済界の受け止め方と政府の対応

これらの流れを、経済界は日本の軍事産業は利益拡大のチャンスとして歓迎している。

防衛省が防衛装備品を調達した相手先企業として2011年から4年間1位、2015年に2位、2016年には再度首位となった三菱重工業株式会社は、2016年の防衛省年間調達額のうち24.6%、金額にして4,532億円を占めている（自衛隊装備年鑑2017－2018、506頁「平成28年度上位20社の契約実績」）。

しかし、日本での防衛市場はせいぜい2兆円ほどであり、日本の全工業生産額の0.8%に過ぎない。また、V-22航空機（オスプレイ）、F35A戦闘機、滯空型無人機（RQ-4Bグローバルホーク）などはいずれも米国製であり、防衛装備調達額のうち米国からの輸入は2015年からそれまでの4倍になり、全体の4分の1を占める（東京新聞2016年11月8日朝刊）。

一方、2014年の世界の武器市場は3940億ドル（1ドル=110円で43兆円余り）、17年には4200億ドルに伸びるとされている（月刊JADI（日本防衛装備工業会会誌）、2014年7月号）。武器輸出を解禁された日本の軍需産業にとては、巨大市場が突如、眼前に現れたことになる。

また、宇宙基本計画は、宇宙産業基盤の強化にも繋がるとして軍需産業界は色めきたった。

経団連が利益を追及して推し進めてきた武器輸出、宇宙の軍事利用推進を安倍内閣が取り込み、これまで制限されてきた武器輸出等によって経済成長をはかり、更に軍事費を捻出しようという悪循環への目論見が既に開始されている。

政府が主導することで「死の商人」というレッテルから解放されたが如く、軍需産業による武器輸出、宇宙産業の軍事目的利用が推し進められようとしている。

## 第6 軍事研究と学問の自由

### —新安保法制法による国家と社会の変容の危険（その4）

#### 1 日本学術会議の声明

防衛省が科学界との結びつきを着々と強めている。

防衛省と大学との技術交流は2008年（平成20年）からおこなわれていたが、防衛省が、大学の科学者らが行う軍事応用も可能な基礎研究に費用を助成する公募制度（安全保障技術研究推進制度）を2015年度に開始し、軍学共同を明確に推し進めたことを機に、日本の科学者を代表する国の特別機関、日本学術会議は過去の声明の見直しを検討した。

そして、2017年（平成29年）3月24日「軍事的安全保障研究に関する声明」を決定した。その内容は

- ・ 1950年、1967年に同じく日本学術会議が出した声明を継承すること
  - ・ 学術研究は政府によって制約、動員されることがあり、研究の自主性や公開性が担保されなければならない
  - ・ 防衛省の研究公募制度は、研究の進捗管理などで政府による介入が著しく、問題が多い
  - ・ 学術の健全な発展に必要なのは民生分野の研究資金の充実
  - ・ 大学などは軍事的安全保障研究の適切性を審査する制度を設けるべき
- というものである。

戦後の科学界が、軍事研究とは一步距離を置く姿勢をとってきたことを踏まえ、今回の声明では、過去の声明を継承し、防衛省の公募制度に問題があると指摘した。

もっとも、軍学共同の動きはなおも続いており、また戦争を知らない学生や若い科学者などは、基礎研究であるからいい、自らの研究テーマを発展させるためなら軍事の予算でももらいたい、との考え方もある。軍事研究とい

っても兵器の研究ではなく自衛のための研究であるから研究は許される、という考え方もある。国を挙げて軍事化を進めるための布石を打つ安全保障技術研究推進制度への議論は続いている。

## 2 2013年（平成25年）閣議決定以降の動き

2013年（平成25年）12月、政府（安倍内閣）は「平成26年度防衛計画大綱」を閣議決定し、大学や研究機関との連携の充実により、防衛にも応用可能な民生技術（デュアルユース技術）の積極的な活用に努める、との方針を明確に打ち出し、これと前後して、着実に軍学共同の道を政府が推し進めている。

（1）2013年（平成25年）4月、防衛省は大学と軍事の共同研究を本格化させる専門部署「技術管理班」（仮称）を新設し、大学側との手続を円滑化させる仕組みを整備した。

（2）2014年（平成26年）4月、政府は「国家安全保障戦略」に基づき、武器輸出三原則に代わる新たな原則として、防衛装備移転三原則を策定した。

従来の武器輸出三原則は、基本的に武器の輸出や国際共同開発をほぼ認めず、必要があれば、そのたびに例外規定を設けて運用する内容であったのに対し、防衛装備移転三原則は、武器の輸出入を基本的に認め、禁止する場合を規定し、審査の厳格化、適正管理によって適切な運用を図ろうというものであり、原則と例外が入れ替わっている。

（3）2014年（平成26年）6月、防衛省は「防衛生産・技術基盤戦略」を策定した。同戦略は「安全保障の視点から、技術開発関連情報等、科学技術に関する動向を平素から把握し、産学官の力を結集させて、安全保障分野においても有効に活用するように努めていく」とし、軍学共同を推し進める方針を閣議決定した。これを受け、大学や研究機関・企業への防衛省独自の競争的資金提供制度創設の検討を開始した。

（4）2014年（平成26年）8月、防衛省は、軍事技術発掘のため1年20億円の基金制度を概算要求した。

(5) そして、2015年度（平成27年度）から、防衛省による安全保障技術研究推進制度の運用が開始された。（以下、防衛装備庁「平成29年度安全保障技術研究推進制度公募説明会」資料参照）

安全保障技術研究推進制度とは、軍事への応用ができる基礎研究を行う機関に対し、防衛省が最大で年3900万円の研究費を3年間直接助成する内容である（年度毎の委託契約による）。

制度が始まった2015年度は109件の応募があり（うち80件が大学や公的研究機関。29件が企業等）、このうち4大学を含む9つの研究機関の提案が採用された。初年度予算は3億円であった。2016年（平成28年）度の応募は44件と半減したが予算は6億円に倍増し、2017年度予算では一挙に100億円に膨れあがって、新たに5年間の複数年契約により1件あたり最大20億円を助成するタイプも導入された。

制度の狙いは防衛装備品に利用できる新技術の開発である。新技術は軍事目的のみならず民生用の利用も期待することから、政府は「デュアルユース（軍民両用）技術」と説明して、利用の心理的倫理的ハードルを下げ、制度利用促進を進めている。

研究結果が「良好」と判断されたものは、15～30年かけて武器転用することが想定されている。

当該制度の問題点としては、他省庁の資金助成制度では、大学や民間の研究者が進行状況をチェックするが、防衛省の場合、装備庁職員の研究者が担当するとされており、政府の研究に対する過度の介入が認められている点がある。また、将来的には研究成果が特定秘密となる可能性があり、その場合には、公開すれば特定秘密保護法の定める漏洩罪が適用される虞もある。

(6) 2015年（平成27年）10月1日、防衛装備庁が発足した。

(7) 2017（平成29年）年2月、内閣府は有識者会合「安全保障と科学技術の

研究会」を発足させた。防衛省だけでなく他省庁も巻き込んでデュアルユース技術の開発を進める方策を探るものであり、安全保障技術研究推進制度にとどまらず、他の省庁が主導して大学や研究機関の研究を防衛技術に転用できる仕組みを検討する。結果は「総合科学技術・イノベーション会議」（議長・安倍晋三首相）に反映される。同会議は国の科学技術政策を担い、関連予算をどう配分するかを決めている。

### 3 大学等の科学者が安全保障技術研究推進制度への応募を検討する背景

安全保障技術研究推進制度が問題になる背景は、文部科学省の「選択と集中」政策にある。文科省は、国立大学への交付金や私立大学への補助割合を減らす半面、重点大学に指定した大学に予算を厚く配分するなど選別を進めている。国が国立大学に支給した研究費を含む運営費交付金の総額は、04年度から13年度までの9年間で1600億円ほど減少し（これは中小規模の国立大学42校分の交付額に相当する）、足りない分は外部資金で賄うよう求めている。一部の有名大学に資金が集中し、それ以外の大学では研究室維持が困難な事態も生じている。

JAXAや理化学研究所など研究機関である国立研究開発法人への交付金も5年間で約1200億円減少している。

その一方で、防衛省は上述の安全保障技術研究推進制度を導入し、2017年（平成29年）度には助成のための予算を110億円（5年間）に増額した。資金不足に悩む研究者が資金確保のために苦渋の選択を迫られている現状がある。

加えて、米軍が日本の大学や公的機関の研究者に研究費の提供を続けており、2007年（平成19年）から10年間の総額が少なくとも8億8000万円に上るとの報道もある（東京新聞2017年2月11日朝刊1面）。米軍資金は、利用者の間では、申請手続が簡単で、研究結果公表も自由とされており、使い勝手のいい資金として認識されているようである。

2013年（平成25年）には「研究開発力強化法」が改正され、国立大学を含

む研究開発法人に対し、主務大臣が「必要な措置をとることを求めることができる」とし、研究開発法人は「その求めに応じなければならない」とした。国の安全にかかわる研究には必要な資源配分を行うことも明記された。

このように、政府は、科学者が軍事研究をより促進せざるを得ない方向に予算を配分する方針をとることで、科学者の学問に関する選択の幅を具体的に狭めている。

#### 4 軍事研究と学問の自由

(1) 2013年（平成25年）12月、特定秘密保護法が成立した。

軍事にかかわる研究の透明性が著しく低下し、軍事機密を漏えいしたとみなされた大学教員や研究者が厳罰を科される可能性が強く懸念される。

(2) 軍学共同が既に社会に深く根付いているアメリカの事例から考えると、学問の自由が著しく蹂躪されかねないことが容易に想定できる。

軍学共同研究の影響は、大学教員や研究者にとどまらず、大学においては学生・院生にも及ぶ。研究室を主宰する教員や研究者が、その研究を教育の一環として院生・学生に関与させることもありうるからである。その結果、院生・学生が意味を十分に理解しないまま、軍事研究に関与する可能性も十分ありうる。このような状況を決して大学や研究機関にもたらしてはならない。

(3) 大学は、本来、人類の未来を切り開くための学問・研究の場である。

大学は、学問・研究を通じて、民主主義の発展や人々の生活向上、核兵器の廃絶・貧困の根絶といった普遍的な問題や、平和の創造に関する問題に取り組む場である。このため大学は、政治的権力や世俗的権威から独立して、真理と平和を希求する人間の育成としての教育を基本とすべきであり、軍学共同とは両立しえない。

#### 5 日本学術会議の動き

こうした動きを受けて、上記声明を決定した日本学術会議は、人文・社会

科学、生命科学、理工・工学の全分野の約84万人の科学者を内外に代表する組織である。

科学が文化国家の基礎であるという確信の下、行政、産業及び国民生活に科学を反映、浸透させることを目的とし（日本学術会議法2条）、1949年（平成24年）1月、内閣総理大臣の所轄の下（国費負担。同1条）、政府から独立して職務を行う特別の機関として設立された。戦後直後の日本を平和な科学技術立国とするという意気込みのもと、科学に関する重要事項を審議して、その実現をはかること及び科学に関する研究の連絡を図り、その能率化を実現することを使命とする。

設立の翌1950年（昭和25年）4月28日、第6回総会において「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明（声明）」が発表された。第二次世界大戦（太平洋戦争）において、日本の大学・研究機関は、戦争に協力する学問を生みだし、軍と結びつくことで多額の研究費を取得し、軍事研究に深くかかわり、多くの教え子を戦場に送り出した苦い経験を持つ。731部隊において研究開発された細菌兵器は国際条約では禁止されていたが、自衛のための研究であるとして推し進められた。戦後、この戦争遂行に加担したあやまちを二度と繰り返さないため、大学や研究機関は平和目的の研究のみに従事し、軍事研究は行わないことを固く誓ったものであった（声明は拘束力を持たないが、多くの大学や国の研究機関が組織運営の参考にし、学術界のルールとして定着している）。

日本物理学会の国際会議に米軍が資金提供していたことが判明した後の1967年（昭和42年）10月20日、第49回総会においても、改めて1950年（昭和25年）の上記声明と同趣旨の「軍事目的のための科学的研究を行なわない声明」が出されている。その後、上記安全保障技術研究推進制度が導入され、日本学術会議の大西会長が学長をつとめる豊橋科学技術大学の研究者による防毒マスク研究が、同制度の公募で採択されたことなどを受けて、過去2回

の声明を再確認ないし見直すべきとの声が上がり始めていた。

そして、本節冒頭で述べたように、2017年（平成29年）3月24日「軍事的安全保障研究に関する声明」が決定され、加速する軍事研究への一定の歯止めをかけた形となつた。

## 6 各大学の反応と今後の見通し

この声明の前後から、全国の大学では助成制度への応募を認めない動きが出ていた。京都大は部局長会議で防衛省の研究費をうけることは好ましくないという方針を確認した。2016年（平成28年）12月以降、関西大、明治大、法政大が相次いで、制度に応募しないとする声明を発表している（東京新聞2016年12月8日夕刊、2017年1月27日朝刊3面）。

また上記2017年（平成29年）の声明を受けて、滋賀県立大学は軍事応用研究には大学としての応募はできないとし、名古屋大学も軍事技術に直結する研究に歯止めを掛ける独自の指針を策定する予定であるとしている（東京新聞2017年3月19日3面、同23日朝刊2面）。

もっとも、上記声明が防衛省の安全保障技術研究推進制度への応募禁止までは求めなかつたことからも明らかのように、自衛のための軍事研究は容認するとの考え方を持つ科学者もあり、また研究のための資金確保の問題は依然として存在しており、研究者が軍事研究とどう一線を画していくのかは科学者の引き続きの議論と倫理頼みの状況に置かれている。

## 第7 おわりに

### 1 軍事と国家の論理が優先する国と社会と国民生活

（1）憲法9条はこれまで、集団的自衛権の行使や海外における武力行使ないしそれに至る危険のある自衛隊の活動を禁止することによって、日本が他国の戦争に参加・加担し、又は他国の戦争に巻き込まれて戦争当事国となることがないよう、その歯止めとして機能してきた。

しかし、新安保法制法は、この憲法9条に違反し、その歯止めを外して、集団的自衛権の行使を認め、武力行使をする他国軍隊の後方支援等によってその武力行使と一体化する自衛隊の活動を認め、PKOや外国軍隊の武器等防護での武器使用を拡大してここでも武力行使に至る危険を拡大した。すなわち、日本が戦争当事国になる機会と危険を大きく拡大したのである。

(2) 新安保法制法は、日本国憲法の下で戦争を放棄した恒久平和主義に基づく國の在り方を排斥し、自衛隊を実際に武力を行使する軍隊へと転換し、日本を武力を行使する国、戦争をする国へと、國の在り方を根本的に変えてしまうものである。

いつでも戦える国、戦う準備をする国になることは、國の政策が根本的に転換され、財政、教育、福祉その他國の政策全体の中で、軍事的必要性が優先されていきかねないことを意味する。また、戦争遂行体制ないしその準備体制の構築に向けて、個人よりも國家に価値を置き、国家・公共のための個人の権利制限が当然視され、日常の社会生活や文化においても、そのような価値観の浸透が図られることになりかねない。

そしてこれからは、國民・市民も、実際に日本の国土がテロの対象や戦場になる場合を考えておかなければならぬのはもとより、そうでなくとも、常時、上記のような有事に備えておかなければならぬことになった。

(3) その場合に、真っ先に制約を受ける危険性の高いのは、言論・表現の自由、知る権利の制限である。

言論・表現の自由については、先述のように、2013年12月の秘密保護法の制定で、知る権利と取材・報道の自由が大きく制限されるに至っている。新安保法制法の下でのその危険性は、本書面第3で述べたとおりである。

また、一定の犯罪に該当するとの嫌疑により計画（共謀）の段階から捜査、処罰の対象とすることにより、言論・表現の自由を大きく制約する危

険性の極めて高い共謀罪の問題性についても、本書面第4で述べたとおりである。

(4) この表現の自由を含めて、自由民主党の2014年（平成26年）4月の憲法改正草案は、新安保法制法施行後の日本の国在り方として、どのようなものが目指されているかを考える上で、検討を要する（原告準備書面（3）13～28頁参照）。ここでは、「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない」とされ（同案12条）、表現の自由についてもあえて「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動」を行うことを禁じている（同案21条2項）。立憲主義の根本思想である天賦人権説と個人の概念は否定され、憲法13条の「個人として尊重される」はわざわざ「人として尊重される」と書き換えられている。個人よりも家族が重視され、「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない」とされる（24条）。総じて、権力を縛る憲法ではなく、国民を国家が統制するための憲法としての性格が顕著である。

前文はすべて書き改められているが、ここには復古的な国家観・国民観が端的に表出されている。「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって、国民主権の下、立法、行政及び司法の三権分立に基づいて統治される」「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」「日本国民は、良き伝統と我々の国家を末永く子孫に継承するため、ここに、この憲法を制定する」。このように、国防軍を備えた、国家優先の伝統と文化を守る国として、日本の在り方が展望されているのである。

## 2 国家戦略の中での軍需産業・軍事研究の拡大と社会の変容

(1) 国家安全保障戦略（2013年〔平成25年〕12月17日閣議決定）は、わが

国が国際政治経済の主要プレーヤーとして、「国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から」国際平和に寄与していくことを、国家安全保障の basic 理念として掲げ、「経済力及び技術力の強化に加え、外交力、防衛力等を強化し、国家安全保障上の我が国の強靭性を高めること」を国家安全保障上の戦略的アプローチの中核と位置付ける。

その戦略的アプローチの中の一つに、「防衛装備・技術協力」があり、国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、防衛装備品等の国際共同開発・生産等に参画することが求められており、武器輸出三原則等が果たしてきた役割にも配慮した上、「武器等の海外移転に関し、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めることとする」と、武器輸出禁止原則を見直すことを打ち出した。

また、戦略的アプローチの他の項目として「技術力の強化」を掲げ、我が国が高い技術力は価値ある資源であり、「デュアル・ユース技術を含め、一層の技術の振興を促し、我が国の技術力の強化を図る必要がある」「産官学の力を結集させて、安全保障分野においても有効に活用するよう努めていく」と、踏み込んだ戦略を明らかにしている。その上で、国内基盤の強化として、「我が国の防衛生産・技術基盤の維持・強化」「知的基盤の強化」を掲げ、「高等教育機関における安全保障教育の拡充・高度化、実戦的な研究の実施等を図るとともに、これら機関やシンクタンク等と政府の交流を深め、知見の共有を促進する」としている。ここに明確に、いわゆる「軍学共同」「軍産共同」の方針が示されている。

そして新安保法制法は、まさにこの国家安全保障戦略の核心を担う法制であり、その法制が制定された今、前述のようにその動きが加速しつつある。

(2) また、国家安全保障戦略を受けて、安倍内閣は、2014年（平成26年）4月1日、従来の武器輸出三原則に代えて「防衛装備移転三原則」を閣議決

定した。また、2015年（平成27年）10月1日防衛省の外局として防衛装備庁が設置され、武器の調達・開発だけでなく、輸出をも含む「諸外国との防衛装備・技術協力の強化」が任務とされた。

ところで、この防衛装備庁の発足に合わせて、日本経団連は、同年9月15日（安保法制の参議院採決の4日前）、「防衛政策の実行に向けた提言」を発表している。提言は、安保法制が成立すれば、自衛隊の国際的な役割の拡大が見込まれ、自衛隊の活動を支える防衛産業の役割は一層高まるとし、「防衛装備品の海外移転は国家戦略として推進すべきである」という。また、「研究開発の拡充、装備・技術協力、契約制度改革、企業と省庁との連携強化を着実に実施すべきである」と述べるとともに、「基礎研究の中核となる大学との連携を強化すべきである」と述べる。その他この提言は、国際共同開発・生産の推進、官民一体となった展示・販売戦略の展開等の必要性を説いて、防衛産業の発展に努めることを強調する。国家安全保障戦略にいう「産官学の力の結集」を具体化させようとするものである。

産業界の軍需への期待は高まっている。それを奨励し、推進しようとする政府の姿勢も明らかである。日本の企業の軍需依存率はまだ低いが、これは戦後憲法9条が存在し、武器輸出禁止原則等が採られてきたことの反映である。しかし、経済界も上記のように変わりつつある。そして、武器の製造や輸出を推進すれば、その軍需依存率は増大し、企業にとって不可欠なものになっていく。そこに働く労働者もまた、武器を作れ、武器を売れと要求するようになる。「武器輸出を推進することにより、政治家のみならず、官僚達もその利権に染まっていく。武器産業はもとより、労働者も武器が売れることを喜ぶ。そして、最終的には、官民ともに心のどこかで戦争や紛争が起きることを望むような国になってしまう」。それは戦争への最後の歯止めが失われることではないか、と問題提起がされる（古賀茂明「悪魔の成長戦略—民意が変質させられる前に」（「世界」2016年6

月号128頁)。

以上